

よくあるお問い合わせ（FAQ）

Q 1 事業所は大阪府内にあるのですが、住所（本店）の所在地は他府県にあり大阪府内にはありません。この場合、府支援金は支給されますか。

A 1 府支援金については、大阪府内に本店（法人の場合）又は住所（個人事業者等の場合）がある事業者を対象としていますので、大阪府外に本店や住所がある農業者は支給対象外となります。

Q 2 大阪府外に住んでいますが、大阪府内で営農しています。府支援金を申請できますか。

A 2 府支援金は、大阪府内に本店（法人の場合）又は住所（個人事業者等の場合）がある農業者を対象としていますので、大阪府外に住所がある方は申請できません。

Q 3 大阪府外の支店や営業所も含め、複数の支店等を有していますが、販売金額はどの区分が適用されますか。

A 3 府支援金は、支店等の単位ではなく事業者単位で支給します。よって、大阪府外の支店等を含む全ての販売金額で支援金額を決定します。なお、販売金額については農業収入に係るものに限りますので、決算書等、販売金額が確認できる書類を添付して申請してください。

Q 4 肥料の購入額への補助ではなく、販売金額ごとの定額になっているのはなぜですか。また、販売金額が100万円以上なければ申請できないのですか。

A 4 府支援金を速やかに支払うため、領収書等の提出や確認が必要な実費補助ではなく、販売金額ごとの定額としています。また、府内農業者の経営を支援し、農産物の安定供給を図るため、一定額以上の販売実績がある方を対象としています。

Q 5 私のほか、子どもも確定申告しています。申請はどうなりますか。

A 5 同一世帯でもそれぞれが農業経営を行っており、別々に確定申告している場合は、それぞれが申請できます。ただし、親子で売上を合算して申請することはできません。

Q 6 令和7年確定申告書の写しではなく、売上傳票で申請できますか。

A 6 府支援金を速やかに支払うため、販売金額の確認は売上傳票等ではなく、確定申告書の写しにより行います。なお、確定申告の義務がない方（納税額がない方）については、事務センターに必要な書類をお問合せください。

Q 7 市町村が実施する肥料費の支援事業と両方、申請することができますか。

A 7 市町村の支援事業を利用している場合は、府支援金の申請は可能ですが、府支援金を受給したことで市町村の支援事業が利用できない可能性がありますので、それぞれの市町村に支給要件をお問い合わせください。

Q 8 畜産業でも申請できますか。

A 8 耕種農業を営む方を対象とした支援金ですので、畜産業は支給対象外です。ただし、畜産業のほかに耕種農業も営んでいる場合は耕種農業部分については対象となり得ます。